階級章	陸士長以下	紫紺色の布製台地にV字形金線をつけ、その上位に金色の桜花一個をつけたものとする。
	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
	乙	陸将から准陸尉まで	紫紺色の布製台地に各階級に応ずる階級章を金色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。
		陸曹長から三等陸曹まで	紫紺色の布製台地にV字形線及び弧状線を銀色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。
		陸士長以下	紫紺色の布製台地にV字形線を赤色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。
		形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
バンド	黒色の革製とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
幹部候補者き章	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、円型の座金をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
陸曹候補者き章	甲	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとする。
	乙	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、円型の紫紺色の台地をつける。
	形状及び寸法は、図のとおりとする。	
備考　陸曹候補者き章は、防衛大臣の定める陸曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の陸曹候補者たる自衛官にあつては乙を着装するものとする。		

ロ　幹部自衛官及び准陸尉の礼服等の服制

第一種礼服冬上衣	地質	黒色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	襟	剣襟とする。両襟の上襟に金色モール製の桜花桜葉模様の襟飾りをつける。
		肩	両肩に各二個の礼服用階級章の留め金通しをつける。
		前面	中央に金色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に、各一個のふた及び隠しポケットをつけ、金色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
		後面	すそをさく。
		そで	長そでとする。両そで下部にそで章として、陸将及び陸将補にあつては亀甲模様織の金線及び金色モール製の桜花、一等陸佐以下にあつてはしま織金線及び金色モール製の桜花をつける。
		その他	ボタンは、桜星及び桜葉の浮き彫りを施したものとする。
	形状及び寸法は、図のとおりとする。	

	乙	陸曹長から三等陸曹まで	濃緑色の布製台地にV字形線及び弧状線を銀色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。
		陸士長以下	濃緑色の布製台地にV字形線を赤色の糸で刺しゆう又は織り出したものとする。
	形状及び寸法は、各階級別に図のとおりとする。	
バンド	濃緑色の綿織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とし、金色の金属製バックルをつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
幹部候補者き章	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、円型の座金をつける。形状及び寸法は、図のとおりとする。	
陸曹候補者き章	甲	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとする。
	乙	金色の桜花を浮き彫りにした金属製のものとし、円型の濃緑色の台地をつける。
	形状及び寸法は、図のとおりとする。	
備考　陸曹候補者き章は、防衛大臣の定める陸曹候補者たる自衛官にあつては甲を、それ以外の陸曹候補者たる自衛官にあつては乙を着装するものとする。		

ロ　幹部自衛官及び准陸尉の礼服等の服制

第一種礼服冬上衣	地質	濃紺色の毛織物、化学繊維織物又はこれらの混紡織物若しくは交織織物とする。
	製式	襟	剣襟とする。両襟の上襟に金色モール製の桜花桜葉模様の襟飾りをつける。
		肩	両肩に各二個の礼服用階級章の留め金通しをつける。
		前面	中央に金色のボタン四個を一行につける。胸部の左右に、各一個のふた及びひだをつけたポケットをつけ、金色のボタン各一個でそのふたを留める。腰部の左右に各一個のふたつき隠しポケットをつける。
		後面	すそをさく。
		そで	長そでとする。両そで下部にそで章として、陸将及び陸将補にあつては亀甲模様織の金線及び金色モール製の桜花、一等陸佐以下にあつてはしま織金線及び金色モール製の桜花をつける。
		その他	ボタンは、桜星及び桜葉の浮き彫りを施したものとする。
	形状及び寸法は、図のとおりとする。	
	地質	第一種礼服冬上衣と同じとする。
	襟	えんじ色のへちま襟とする。両襟に金色モール製の桜花桜葉模様の襟飾りをつける。
	肩	第一種礼服冬上衣と同じとする。